

「杉並区立阿佐谷地域区民センター外3施設の指定管理者募集要項」の訂正について

以下の箇所を訂正しますので、ご留意くださいますようお願いいたします。

○訂正箇所

杉並区立阿佐谷地域区民センター外3施設の指定管理者募集要項

P.11 第3章 4 (1) 業務の責任分担 欄外 ※2

誤	正
※2 大規模修繕には計画修繕を含みます。指定管理者の見積りが130万円(阿佐谷けやき公園及び梅里中央公園では50万円)以上であっても、区において再度見積もった結果が130万円未満(阿佐谷けやき公園及び梅里中央公園では50万円未満)の場合は、指定管理者の負担で実施することとします。また、修繕案件ごとに必要に応じて区・指定管理者が協議を行い、両者合意の上で、この区分に従わないことができるものとします。	※2 大規模修繕には計画修繕を含みます。指定管理者の見積りが130万円以上であっても、区において再度見積もった結果が130万円未満の場合は、指定管理者の負担で実施することとします。また、修繕案件ごとに必要に応じて区・指定管理者が協議を行い、両者合意の上で、この区分に従わないことができるものとします。

P.50 別紙9 応募書類一覧 16

誤	正
社会保険料の算定基礎届と総括表の提出分(前年分)	社会保険料の算定基礎届の提出分(前年分)

P.51 別紙10 1 応募書類作成方法 5

誤	正
④ ワーク・ライフ・バランスの普及啓発に関する学習会の企画や情報提供、健康維持増進や自己啓発に関するセミナーや講座の開催、労働時間の管理やハラスメント対策など働きやすい環境づくりに関する講座など、勤労者の文化・教養及	《全文削除》 ※以降の項番⑤⑥⑦をそれぞれ④⑤⑥に修正します。

び福祉の向上に資する事業について、記載してください。	
----------------------------	--

杉並区立阿佐谷地域区民センター外3施設の管理運営に関する業務要求水準書

P.44 第9章 2. 1-2 (3) ④ 及び (6)

誤	正
(3)《利用のルール》④禁止事項 ※公園は日々多種多様な形で使用されるため、その場で判断ができない場合は、みどり公園課<u>管理係</u>まで連絡すること。 (6)の最終行 ～速やかにみどり公園課<u>管理係</u>へ報告すること	(3)《利用のルール》④禁止事項 ※公園は日々多種多様な形で使用されるため、その場で判断ができない場合は、みどり公園課まで連絡すること。 (6)の最終行 ～速やかにみどり公園課へ報告すること

P.45 第9章 2. 1-3 (4) 流れの保守管理

誤	正
○梅里中央公園流れ 面積 210 m² 稼働期間：<u>7月～9月までのうちの2か月</u>間で、時間は10時から16時とする。稼働期間等については南公園緑地事務所担当者と事前に協議すること。	○梅里中央公園流れ 面積 210 m² 稼働期間：7月から9月中旬までを基本とし、暑さに状況により運用を行うこと。時間は9時30分から16時30分までとする。稼働期間等については南公園緑地事務所担当者と事前に協議すること。

P.46 第9章 2. 1-3 (5) ミストの保守管理

誤	正
阿佐谷けやき公園地上部 ミストノズル (0.12L/分)：48本 稼働期間：<u>6月～9月までのうちの2か月</u>間で、時間は10時から16時とする。稼働期間等については北公園緑地事務所担当者と事前に協議すること。	阿佐谷けやき公園地上部 ミストノズル (0.12L/分)：48本 稼働期間：6月から9月末までを基本とし、暑さに状況により運用を行うこと。時間は9時30分から16時30分とする。稼働期間等については北公園緑地事務所担当者と事前に協議すること。

誤	正
※2 大規模修繕には計画修繕を含む。指定管理者の見積りが 130 万円 <u>(阿佐谷けやき公園及び梅里中央公園では 50 万円)</u> 以上であっても、区において再度見積もった結果が 130 万円未満 <u>(阿佐谷けやき公園及び梅里中央公園では 50 万円未満)</u> の場合は、指定管理者の負担で実施することとする。また、修繕案件ごとに必要に応じて区・指定管理者が協議を行い、両者合意の上で、この区分に従わないことができるものとする。	※2 大規模修繕には計画修繕を含む。指定管理者の見積りが 130 万円以上であっても、区において再度見積もった結果が 130 万円未満の場合は、指定管理者の負担で実施することとする。また、修繕案件ごとに必要に応じて区・指定管理者が協議を行い、両者合意の上で、この区分に従わないことができるものとする。